

（委員会の設置）

第1条 吉野川流域（徳島県内）において、河川を拠点とした生態系ネットワークの形成を図り、自然からの恵み豊かな地域づくりを進めるために、生態系ネットワーク形成の目標や、多様な主体の協働による具体的な事業展開の方策を検討することを目的として、指導・助言をいただく「吉野川流域生態系ネットワーク検討委員会」（以下、委員会という）を設置する。

（業務）

第2条 本委員会は、前条に記した目的を達成するため、次にあげる業務を行う。

- （1）吉野川流域の生態系ネットワーク形成の目標・基本方針の検討
- （2）具体的な取組内容の検討
- （3）多様な主体の参加・協働による実現方法の検討
- （4）その他、目的達成に必要な事項

（委員会の組織）

第3条 本委員会は、別表1.に掲げる委員で構成する。

2. 委員会は、委員長を置く。委員長は、委員の承認をもって選任される。
3. 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 委員長の指名により、副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長不在の場合に委員長の職務を代理する。
5. 委員長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の参加を求めることができる。
6. 委員の任期は平成29年3月31日までとする。

（委員会の開催）

第4条 委員会の開催は、必要に応じ委員長が招集し開催できるものとする。

（部会の設置）

第5条 委員会は、第2条に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

2. 本委員会は、部会として協働参画部会と技術検討部会を設置する。また、必要に応じて部会を追加することができる。
3. 協働参画部会は、次にあげる業務を行う。
 - （1）協働参画によるプロジェクトの実現方法の検討
 - （2）協働参画の観点からの事業推進状況についてのフォローアップ
 - （3）その他、必要な事項

4. 技術検討部会は、次にあげる業務を行う。

- （1）主に技術面からのプロジェクトの実現方法の検討
- （2）学術的観点からの事業推進状況についてのフォローアップ
- （3）その他、必要な事項

（部会の組織）

第6条 部会は、別表2.に掲げる部会員で構成する。

2. 部会は、部会長を置く。部会長は、副委員長が兼務する。
3. 部会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
4. 部会長の指名により、副部会長をおくことができる。副部会長は、部会長が不在の場合に部会長の職務を代理する。
5. 部会長は、必要があるときは、部会に部会員以外の者の参加を求めることができる。
6. 部会長は、部会における検討結果を、部会を代表して委員会に報告する。
7. 部会員の任期は平成29年3月31日までとする。

（部会の開催）

第7条 部会の開催は、必要に応じ部会長が招集し開催できるものとする。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所内に置く。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

2. この規約の改正については、委員会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成26年〇月〇日より施行する。

